

作業環境管理専門家の サポートサービス



当社作業環境管理専門家が
安全で快適な作業環境づくりをサポートします。

作業環境測定、作業環境管理に関するお悩みがございましたら、ご相談ください。
長年の作業環境測定の経験と豊富な人材により、作業環境改善に向けた
適切なアドバイスとニーズに合わせた多様な解決策をご提案します。
(作業環境管理専門家が10名以上在籍しています。)

2024年4月1日から改正労働安全衛生法により、
第3管理区分と判定された事業場に対する改善措置が強化されました。

定期の作業環境測定を実施し、第3管理区分と判定された後、改善対策を
実施して再度測定した結果も第3管理区分と判定された場合は、作業環境
管理専門家の意見が必要です。また、改善対策や再測定を実施せずに放置
されている作業場も同様です。

作業環境管理専門家の意見が必要な作業場は、
以下の規則により、指定される作業場です。

- ① 特定化学物質障害予防規則
- ② 有機溶剤中毒予防規則
- ③ 粉じん障害予防規則
- ④ 鉛中毒予防規則

作業環境測定の結果が第3管理区分に該当する事業場

改善可能な場合

改善方策の ご提案

お客様のリスクアセ
スメントの実施をサポート
します。

改善措置の 測定・評価

改善措置の効果を濃度
測定で確認し、結果を
評価します。

改善困難または 第3管理区分の改善が不可能な場合

個人 サンプリング 測定

濃度測定を行い、結果に
基づき適切な呼吸用保護
具の使用を指導します。

フィット テスト

保護具の適切な装着を
フィットテストで確認し
ます。

保護具着用管理責任者の選任

保護具の管理・指導、清潔保持
を行う責任者を選任。

労働基準監督署への報告

措置の内容を労働基準監督署長に提出。

情報の周知

作業環境管理専門家の
意見、改善措置、
評価結果を
労働者に周知。

サポートします





作業環境測定の結果が第3管理区分に該当する事業場 (放置も含む)

作業環境管理専門家への意見の依頼

当社
作業環境管理
専門家が
対応します

改善可能と判断

改善困難と判断

改善措置の実施

改善措置効果の確認(再測定)

当社
作業環境
測定士等が
対応します

第1管理区分
第2管理区分

第3管理区分

当社
作業環境
測定士等が
対応します

個人サンプリング(半年/回)、フィットテスト(年/回)の実施

結果に基づき、呼吸用保護具によるばく露防止対策の徹底

監督署長あて措置状況の届出を提出

第3管理区分が改善しない間は呼吸用保護具による対応などを継続

監督署あて
措置状況の届け書類

- ・第3管理区分措置状況届
- ・作業環境管理専門家である
書面の写し
- ・個人サンプリング測定等の
結果の記録の写し
- ・呼吸用保護具が適切に装着
されていることを確認した
結果の記録の写し

当社
作業環境管理
専門家が
お手伝いします

中外テクノス株式会社

[https:// www.chugai-tec.co.jp](https://www.chugai-tec.co.jp)

